

令和 7 年度第 1 回大和高田市都市計画審議会 会議録

1. 会議の年月日、開閉時刻及び場所

- (1) 会議の年月日 令和 7 年 7 月 4 日 (金)
- (2) 開閉時刻 午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 4 5 分まで
- (3) 場所 市役所 5 階 会議室 6・7

2. 委員の出欠

- (1) 出席者
 - (委 員) 久会長、根田副会長、福山委員、河村委員、弓場委員、松田委員、岡澤委員 (代理出席：高田警察署 交通課 中川課長)
 - 杵田委員、村井委員
 - (事務局) 環境建設部 作田部長
 - 都市計画課 米田課長、牧浦係長、増田主任
- (2) 欠席者 大野委員、松岡委員

3. 会議の成立

上記 2-(1) により、委員の過半数が出席され、本審議会は有効に成立
(大和高田市都市計画審議会条例第 6 条第 1 項)

4. 会議の公開・非公開の別 公開

5. 傍聴者数 無

6. 次第

- (1) 開会
- (2) 案件
 - 第 1 号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について
 - 第 2 号議案 大和都市計画道路の変更について
- (3) 閉会

7. 審議結果等

(1) 第1号議案 大和都市計画生産緑地の変更について

- ・事務局から報告説明

事務局： 生産緑地の面積要件について、令和6年12月議会にお諮りし、生産緑地地区の規模を従来の500㎡から300㎡に引き下げたことを報告いたします。(令和6年12月24日告示)

- ・事務局から概要説明

- ・質疑及び意見

根田副会長： 資料3ページの271地区の申出地について、その南側隣地に生産緑地がある。この生産緑地を外さない理由を教えてください。またこの生産緑地を今後外す予定はあるのか。

事務局： 今回の申出地の南側隣地は令和5年度に新規指定されたもので、30年の営農義務があるものです。

事務局： 今回の申出地とその南側隣地は所有者が異なります。申出地は買取申出され、南側は営農される位置づけでございます。南側の土地が300㎡未満かどうかによりますが、一団の農地の考え方に入れば営農されます。

根田副会長： 資料の記載にある「一部」とは、一筆のうちの一部ではなく、地区のうちの一部ということか。

事務局： ご指摘の通りです。

久会長： 地区番号を付するときに一団の農地を同じ番号としますので、必ずしも所有者が同じとは限りません。今回、申出地の所有者が営農できず、地区の一部分が買取申出されたものです。

- ・結果、第1号議案については原案のとおり可決する。

(3) 第2号議案 大和都市計画道路の変更について

- ・事務局から概要説明
- ・質疑及び意見

杵田委員 : 資料3ページで、西大路線の起点は「大字東中」と記載されている。西大路線は「大字東中」を通過するが、起点は「東中一丁目」ではないか。

久会長 : 西大路線は昭和24年の都市計画決定のため、当時の呼び方なのか。

事務局 : ご指摘の通りです。昭和24年に都市計画決定した内容は、起点や経過地などの地名に変更があってもその度に変更されておりません。都市計画決定した当時の土地の名称「大字東中」でお諮りしています。

- ・結果、第2号議案については原案のとおり可決する。

以上